

第 9 4 号議案

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例

足立区障がい福祉センター条例（平成 1 4 年足立区条例第 4 8 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 1 号」を「同項第 1 号」に改める。

第 6 条第 1 号イ中「知的障害者福祉法」の次に「(昭和 3 5 年法律第
3 7 号)」を加え、同号ウ中「身体障害者福祉法」の次に「(昭和 2 4 年
法律第 2 8 3 号)」を加える。

第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に
改め、同項第 3 号及び第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に
改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 8 条第 1 項の規定は、
令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

こども家庭庁の設置に伴うもののほか、規定を整備する必要があるの
で、この条例案を提出いたします。